

各 医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木直己
(健康推進課担当)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年6月3日付け健感発0603第2号により厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。

つきましては、次の内容について御了知くださいますよう、よろしくお願いたします。

1 概要

今般、マラリア、アメーバ赤痢及び百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等に鑑み、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付け健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部が改正されました。

当該改正通知については、旭川市のホームページにて掲載いたします。

2 改正概要

(1) マラリア（「第5 四類感染症」36）

- 「(3) 届出基準」における「エ 感染症死亡疑い者の死体」について、
 - ・ 検査方法に「フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式4-36（発生届）について、所要の整理を行った。

(2) アメーバ赤痢（「第6 五類感染症」1）

- 「(3) 届出基準」における「イ 感染症死亡者の死体」について、検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加した。
- 上記追加に伴い、様式5-1（発生届）について、所要の整理を行った。

(3) 百日咳（「第6 五類感染症」21）

- 「(4) 届出のために必要な検査所見」について、
 - ・ 検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式5-21（発生届）について、所要の整理を行った。

3 適用日

令和3年6月3日から適用する。

4 関係通知掲載URL：

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和3年度」に掲載

(連絡先)

保健所健康推進課保健予防係

TEL 25-9848

FAX 26-7733